

第十六部

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第四十九号

(四五六)

昭和二十三年七月三日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○外國貿易特別円資金特別會計法案 (内閣送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めるとの件(内閣提出、衆議院送付)

○損害保險料率算出團體に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○当せん金附証券法案(内閣送付)

○割増金附貯蓄の取扱に關する法律案(内閣送付)

午後二時四十九分開會

○委員(黒田英雄) これより委員會を開會いたします。速記を始めて。それではこれで休憩いたします。

午後三時三十分速記開始

○委員(黒田英雄) 速記を始めます。それではこれで休憩いたします。

午後四時二十九分開會

○委員(黒田英雄) これより休憩前に引続きまして委員會を開會いたします。先ず予備審査のために付託されました外國貿易特別円資金特別會計法案につきまして、政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(藤下政一) 外國貿易特別円資金特別會計法案提出の理由を御説明申し上げます。

の受諾に伴い発する命令に關する勅令に基いて、今回解散團體の財産の管理及び処分等に関する政令を制定することにいたしました。この政令の概要を申し上げます。昭和二十一年のボツダム勅令第一号即ち「政協協會その他の團體の結成の禁止等に関する勅令」により解散した團體に屬する財産は、特に定めるものを除き、これを國に帰屬せしめることとし、この財産に屬する現金及び現金以外の財産の管理処分等に因る収入金等を以ちまして「外國貿易特別円資金」といふ一つの資金を設置し、この資金は外國貿易のために使用することにしようというものが、この勅令の大体の骨子であります。この外國貿易特別円資金につきましては、その経理の状況を明確にするため、一般會計と区分し特別會計を設けてこれを経理するのが適當と存せられますが、特別會計を設置するには、法律を以てこれを規定する必要があるとあります。尙、この外國貿易特別円資金の使用に關しまして、現在設置されております貿易資金特別會計及び自作農創設特別措置特別會計の両會計の收支に關する部面が生じて参りますので、貿易資金特別會計法及び自作農創設特別措置特別會計法の一部に所要の改正をいたすことにいたしました。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。何卒御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○委員(黒田英雄) この法案につきましても御質疑は、すぐあとでお願ひすることにして、先ず地方自治法第五十六條第四項の規定に基き財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めるとの件、これにつきまして御質疑が尙ありますればお願ひしたいと思ひます。別に御質問もなければこれより討論に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がなければ直ちに採決に入ります。地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めるとの件を議題といたします。本案に対して承認を與へることに賛成の方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案について御質疑のありの方はお願ひしたいと思ひます。ちよつと私からお尋ねしますが、この法案の第三十一條事業團體法の一部を改正するといふ規定があるのですが、事業者團體法は尙審議中であつて、未だ制定されるかどうか分らないのですが、若しこれが本國會で成立しなかつた場合にはどういふことになるのですか、その点をお願ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(三井武夫) 只今御質問の点につきましては一應御決定願つて置きました。事業者團體法が成立を見ませんでした場合には、御決定になりました第三十一條が結局不要となりまして、それ以外の部分につきましては効力を發生するということに解釈しております。何卒御承認願ひします。

○委員(黒田英雄) 本案について御質問ございませんか。御質問がなければこれより討論に入りたいと思ひます。御異議ありませんか。

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言もなければ直ちに採決に入ります。直ちに採決に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案を可とせらるる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。尙只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお任せ願うことに御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 只今お尋ねの点につきましては、この當せん金附証券を賣出します場合の單價につきましては、一、枚十円といつたようになつておりました。一枚十円といつたようになつたものから、一枚百円といつたようになつたものであるわけでありまして、それに

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がなければ直ちに採決に入ります。直ちに採決に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案を可とせらるる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。尙只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお任せ願うことに御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 只今お尋ねの点につきましては、この當せん金附証券を賣出します場合の單價につきましては、一、枚十円といつたようになつておりました。一枚十円といつたようになつたものから、一枚百円といつたようになつたものであるわけでありまして、それに

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案を可とせらるる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。尙只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお任せ願うことに御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 只今お尋ねの点につきましては、この當せん金附証券を賣出します場合の單價につきましては、一、枚十円といつたようになつておりました。一枚十円といつたようになつたものから、一枚百円といつたようになつたものであるわけでありまして、それに

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案を可とせらるる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。尙只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお任せ願うことに御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 只今お尋ねの点につきましては、この當せん金附証券を賣出します場合の單價につきましては、一、枚十円といつたようになつておりました。一枚十円といつたようになつたものから、一枚百円といつたようになつたものであるわけでありまして、それに

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。損害保險料率算出團體に關する法律案を議題といたします。本案を可とせらるる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。尙只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお任せ願うことに御異議ございませんか。

應じましていろいろ買手を求めるわけでございます。併し例えば一枚百円のものを五十円ずつ出し合ひまして二人で買うというよりは、実際にも行われていくわけでありませぬ。別にその点を拒否するわけはないわけでありませぬ。今度の法律によりませぬれば、証券を持つておきます者以外の者につきませぬは、当せん金の支拂いをしてささいなことになるわけでありませぬ。その二人の方が当せん券を一緒にお持ち下されば、その方に当せん金をお拂いいたしまして、それ／＼お二人でお分け願うということになるわけでありませぬ。今お尋ねのような問題につきましては、別に支障なく実際には行われて参れるというふうに考へております。

**○委員(黒田英雄君)** ちよつとお尋ねしますが、この三條の「國會が、当せん金附証券の發賣に関する予算を議決したときは、政府は、その議決に基づき、この法律の定めるところに従ひ、當せん金附証券を發賣することができ」とありますが、國會の予算にはどういふふうな議決を要請しておるのでござらうか。

**○政府委員(三井武夫君)** 今回國會に提出いたしました予算案の中に、この當せん金に關する収入金、支出金、それが／＼載つておるわけでありませぬ。これにつきまして、この二十三年度全年度に亘りまして、當せん金附証券の發賣の全体の計画を一應予算の上で明確にいたしておるわけ、この予算が御承認を得ますれば、今年度の証券の發賣につきましては、國會の御承認を得たものというふうに解釈して参りたいと思ふのであります。予算の中

に當せん金附証券の收入支出の金額がそれ／＼含まれておるのであります。御参考までに金額を申し上げますと、歳入の方に二十三年度といたしましては二十一億四千万円、歳出といたしましては十三億一千九百八十万円、差引國庫の純收入といたしましては七億八千四百二十万円、これだけのものが予算の中に含まれておるのであります。  
**○委員(黒田英雄君)** これは何回ぐらゐの予定なんですか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 今年度の回数につきましては、今後の計画を申し上げますと、いろいろこの種の種類がございまして、それによりまして先程申しましたように、賣出しの單價も十円のもの、或いは五十円のもの、百円のものといったやうに、いろいろの種類があるわけでございます。つゞきりした回数になりますと、その都度適當にこれを分轄して發行するかと考へられるのであります。一應今後の大體の種類によりましての金額の見込みを申し上げますれば、普通宝券、御承知のやうな五十万円或いは百万円といったやうな當せん金を附けた普通宝券、これにつきましては、本年の八月、十一月、來年の二月と、今後におきましては、大體この三回を通じて發行総額十六億六千万円程のものをご予定いたしております。それから三角債といふのがございませぬけれども、この三角債につきましては、只今申述べました普通債を發行いたします月を除きまして、その他の月におきましては大體毎回一億円乃至一億五千万円程のものを發行いたしまして、總額におきましては五億程のものを計画いたしております。その外に又御承知

のやうないろいろの種類のございませぬ。十應その他の議といたしまして、總して申し上げますならば、この方は毎回賣出金額は極く少額でございませぬので、殆んど各月に分けて發行することになりまして、大體のところで發行総額五億二千万円という程度に計画をいたしておるわけでありませぬ。  
**○山田佐一君** 只今の宝券が十六億六千万円、三角債が一億ぐらゐ、その他が五億二千万円だと二十六億六千万円になりませぬか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 只今の御質問の点は、先程私が申し上げました二十三年度の歳入二十一億と、それから只今申し上げました具体的な計画に基いての發行總額が、大體二十六億、金額において不都合を來すのではないかと、いふやうな御懸念と拜承したのであります。その点につきましては、本年の來年の三月までに發賣せられたものの收入金で、予算の關係では二十四年度の予算に入りますものが生じて参りますので、只今申し上げました差額の約四億円といふものがずれまして、二十四年度の予算に入ることになりますので、金額の点で不都合を生ずるわけでありませぬ。

**○山田佐一君** 四年度とおつしやると、四年度の方が先になるのではありませぬか。これは暦年ですか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 來年の三月までに賣出しますけれども、その入つて來た金を國庫の歳入では四年度の歳入として整理をします關係になります。つまりこれだけの金がずれて参ります。  
**○委員(黒田英雄君)** そうすると、この金が國會の議決の予算によつて生

ずるといふことでありませぬか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 予算が御承認を得た後に、實際は發行いたしまして、只今申し上げましたのは二十三年度の額といふことを申し上げたのであります。二十四年度の予算を御審議願ひまして、その際に二十四年度の計画をその予算に載せて御承認を頂いた後に、只今申し上げましたものが實際には發行されることになりませぬ。  
**○委員(黒田英雄君)** これは、歳入といふのは宝券なら賣上全部が歳入になるのですか。この五割に相當する金額以内は、五割以内は賞品とか金で以て拂うといふのですか。それは歳出になるのですか。そういうものを引いたものが歳入になるのじやないのですか。  
**○政府委員(三井武夫君)** お答えいたします。その点につきましては、一應總收入を歳入といたしまして、そのうちから只今お話の當せん金品の金額約十億といふものを歳出の方に別に立てまして、二十一億の歳入の中から別に歳出として當せん金品を約十億の金額を支拂うといふ關係になつております。

**○委員(黒田英雄君)** 速記を中止いたします。  
**○委員(黒田英雄君)** 速記を中止いたします。

**○五厘寶券君** この二十六億の宝券を賣出しまして、費用がどれくらい要つて、どれくらい政府の利益になるのですか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 今年度の歳入になります二十一億円について申し上げますと、只今申し上げましたやうに、當せん金品といたしまして支出いたしましたものが約十億、それから経費といまして支出いたしますものが約三億でございますので、残りの約八億、七億八千四百円程のものが差引の純

收入といふことになりませぬか。  
**○五厘寶券君** そうすると、この取扱はどこにござりますか。勸業銀行に限つておるのでござらうか、その他政府の都合によつて諸種の銀行なり金融機關にやらせるのですか。  
**○政府委員(三井武夫君)** 宝券の扱いにつきましては、從來は日本勸業銀行がやつておつたのでございませぬけれども、今度の法律におきましては、日本勸業銀行といつたことに限つておりませぬ。銀行でやりますれば、この宝券の發行事務を委託できることになりませぬ。實際の方針といたしまして、勸業銀行以外に、例へて申しますれば、地方宝券の發行といつたやうな場合に、適當な他の銀行があるといふ場合でありますれば、その銀行に事務を委託するといふことになりませぬ。

午後四時五十三分速記中止  
**○委員(黒田英雄君)** 速記を中止いたします。  
**○委員(黒田英雄君)** 速記を中止いたします。

- 午後五時三十五分散會  
出席者は左の通り。
- |     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 黒田 英雄君  |
| 理事  | 波多野 鼎君  |
|     | 伊藤 保平君  |
| 委員  | 木村 福八郎君 |
|     | 鈴木 清一君  |
|     | 玉屋 喜登君  |
|     | 西川 基五郎君 |
|     | 松嶋 喜作君  |

認を得たものといふように解釈して参りたいと思つております。予算の中

額におきまして五億四程のものを計画いたしております。その外に又御承知

○委員長(黒田英雄君) そりすると、この金が國會の議決の予算によつて生

七億八千四百四程のものが差引の純

三原 喜作君  
西川 基五郎君  
松嶋 喜作君

山田 佐一君  
尾形六郎兵衛君

紅露 みつ君  
深川タマエ君

星 一君  
九鬼紋十郎君

小宮山常吉君  
高橋龍太郎君

渡邊 基吉君

政治委員  
大蔵政治次官 森下 政一君  
大蔵事務官 三井 武夫君  
(銀行局長)

七月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求めめるの件 (第百五十四号)

(予備審査のための付託は六月十二日)

一、損害保険料率算出團體に關する法律案(第百五十四号)  
(予備審査のための付託は六月二十八日)

昭和二十三年九月七日印刷

● 昭和二十三年九月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

(四七八)